【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年６月26日
【会社名】	株式会社ゼンショーホールディングス
【英訳名】	ZENSHO HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長兼ＣＥＯ　小川　賢太郎
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目18番１号
【電話番号】	03－6833－1600
【事務連絡者氏名】	執行役員　グループ財経本部長　丹羽　清彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目18番１号
【電話番号】	03－6833－1600
【事務連絡者氏名】	執行役員　グループ財経本部長　丹羽　清彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【提出理由】

2023年６月23日開催の当社第41回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

２【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2023年６月23日

(2) 決議事項の内容

第１号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式１株につき金12円

第２号議案 定款一部変更の件

(1) 当社が今後の成長戦略に必要な事業や設備等の取得を機動的に進めていくためには、資本と負債のバランスをとり、財務の健全性・柔軟性を確保しながら資金調達を行うことが重要と考えております。これに伴い自己資本の増強が必要となる場合に、普通株式による増資を行うと、希薄化が生じ既存株主様の株式価値を損なうことになります。このため普通株式への転換権のない、５年後のステップアップ基準日に配当率が変動する一方で、当社による取得が可能な社債型優先株式による資金調達が、現段階では最も適切な選択肢であると考えております。つきましては、今後、当社がこのような優先株式による資金調達を行えるよう規定を新設するものであります。

(2) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第１項の定めに基づき剰余金の配当等を取締役会決議によっても行うことが可能となるように、変更案第34条（剰余金の配当等）を新設するものです。また、これにより内容が重複する第35条（中間配当）の規定を削除したうえ、その他の所要の変更を行います。

なお、会社法第460条第１項（株主の権利の制限）に基づく定款の定めは設けないことから、今後の剰余金の配当等を株主総会決議によって行うことを排除するものではありません。

(3) 上記(1)、(2)の定款変更に伴う所要の変更を行うものであります。

第３号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、小川賢太郎、小川一政、小川洋平、野々下信也、平野誠、伊東千秋、安藤隆春、山名昌衛及び永妻玲子を選任する。

第４号議案 監査等委員である取締役４名選任の件

監査等委員である取締役として、渡辺秀雄、宮嶋之雄、金子健一及び丸山寿を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第１号議案	1,193,186	3,662	5	(注) 1	可決 (98.70%)
第２号議案	1,126,357	70,489	8	(注) 2	可決 (93.17%)
第３号議案				(注) 3	
小川　賢太郎	1,170,973	25,857	19		可決 (96.86%)
小川　一政	1,187,306	9,545	5		可決 (98.21%)
小川　洋平	1,186,877	9,974	5		可決 (98.18%)
野々下　信也	1,187,391	9,460	5		可決 (98.22%)
平野　誠	1,187,729	9,122	5		可決 (98.25%)
伊東　千秋	1,185,684	11,167	5		可決 (98.08%)
安藤　隆春	1,178,974	17,875	5		可決 (97.52%)
山名　昌衛	1,187,848	9,004	5		可決 (98.26%)
永妻　玲子	1,191,025	5,827	5		可決 (98.52%)
第４号議案				(注) 3	
渡辺　秀雄	1,184,879	11,953	5		可決 (98.01%)
宮嶋　之雄	1,187,107	9,725	5		可決 (98.20%)
金子　健一	1,158,956	37,867	5		可決 (95.87%)
丸山　寿	1,188,757	8,076	5		可決 (98.33%)

(注) １．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使の議決権の数及び当日出席の一部の株主から議案の賛成、反対及び棄権の確認ができた議決権の数の集計により、決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算していません。

以　上